

## 4. 水とみどり

### 4-1 基本的な考え方

#### (1) 災害に強く親しめる水辺の形成

- ① 市内を流れる大小の河川においては、災害に強い都市づくりを進めるため、総合的な治水対策を進めます。
- ② 河川は、農業用水など利水面での機能を有するほか、景観・レクリエーション・観光資源として、さらに、生物を育む場、環境学習の場として重要であることから、適切な保全と活用を図るとともに、水辺へのアクセス性の向上など、都市づくりと一体となった水辺空間の整備を進めます。

#### (2) 豊かな森林や火山地形と錦江湾水際の緑の保全

- ① 自然豊かな森林や特色ある火山地形、波静かで本市の風景の一つである錦江湾海岸域の緑を次世代へ引き継いでいく貴重な財産として保全するとともに、人と自然が共生する緑の環境づくりを進めます。

#### (3) 森林と海辺をつなぐ緑の基幹ネットワークの形成

- ① 山岳部の森林の緑と海辺の緑を結ぶ位置にある河川やため池、水田などの様々な緑を充実させ、生物の多様性を保全するとともに、連続する移動空間やまちの風景の軸となる緑のネットワークを形成します。

#### (4) 市民・観光ニーズに対応した多様なふれあいの緑の形成

- ① 市内に点在する自然豊かな大規模公園やキャンプ場、森林公園など、本市の重要な拠点の緑として保全するとともに、レクリエーションや環境教育の場など市民や観光客との多様なふれあいの場として活用を図ります。

#### (5) 身近な暮らしに根ざした潤いと活力の緑の形成

- ① 市民の生活に根ざした憩いの場や健康づくりの場に対応する緑として、公園のほか、寺社緑地などの身近な緑を活用します。また、これらを結ぶ緑として街路樹などを整備し、ゆとりと潤いのある道路空間の創出による良好なまちなみ景観の形成を図ります。

#### (6) 災害を防止し、安心・安全に暮らせる緑の形成

- ① 水源涵養<sup>かんよう</sup>※<sup>15</sup>機能や土砂流出防止の機能を持つ山の緑や災害防止の役割を持つ斜面緑地の保全を図るとともに、住宅地における公園・緑地は、避難地など様々な防災機能を有する施設として活用を図ります。

## (7) 市民と事業者と行政の協働による緑の保全と形成

- ① 緑豊かな環境をつくるには、市民・事業者・行政が共に緑の重要性を理解し、共通の認識のもとでそれぞれの役割を協働で進めていくとともに、市民が主体的に行う緑のまちづくりや企業の社会貢献活動を促進します。

### 4-2 主要な施設の整備方針

#### (1) 水辺の整備とネットワークの形成

##### 1) 河川

##### ①災害に強い水辺空間づくり

- i 都市化に伴う流域の保水・遊水機能<sup>※34</sup>の低下に起因する水害や、近年多く見られる記録的な集中豪雨に伴う洪水等に対応するため、計画的な河川の整備を進めるとともに、地域の特性に応じて浸水被害軽減対策等と連動した治水対策を進めます。
- ii ため池の保全、治水機能の維持・充実に図るとともに、近年の集中豪雨等による被害拡大抑制のためのハザードマップ<sup>※35</sup>等の整備を進めます。

##### ②周辺環境に配慮した河川整備

- i 河川の整備に当たっては、自然環境に配慮し、多自然型川づくり<sup>※36</sup>等によりアユなどの魚類やホタルなど水域生物が棲みやすい環境の創出に努めます。
- ii 農業用水の確保など事業活動との整合を図ります。

##### ③潤いのある水辺空間の創出

- i 良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全・快適で潤いのある水辺空間の創出を図ります。
- ii 本市を流れる天降川等においては、良好な自然環境に配慮しながら、公園と一体となった親水空間の形成を図るとともに、妙見・安楽温泉郷から北側の奥天降渓流域においては、地域資源を活かした魅力ある空間の形成を図ります。

##### ④浸水対策の推進

- i 国分・隼人地域の浸水被害を防除するため、霧島市雨水管理総合計画<sup>※37</sup>に基づき、整備を推進します。

※34 保水・遊水機能 / 河川沿いの田畑などにおいて雨水又は河川の水が流入して一時的に貯留する機能のこと。

※35 ハザードマップ / 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

※36 多自然型川づくり / 河川が本来有している多様な動植物の生息・生育環境や景観などの自然環境を保全あるいは創出し、可能な限り自然環境に近い川（護岸）づくりを行うこと。

※37 霧島市雨水管理総合計画 / 平成29年（2017年）7月に国が公表した雨水管理総合計画策定ガイドラインに基づき下水道による浸水対策ハード対策とソフト対策の組合せを実施すべき区域や対策目標等を定めたもの。平成31年（2019年）3月策定。

## 2) 水と緑のネットワーク

- ① 人と緑のふれあう場を創出し、生態系を保全するため「水と緑の景観軸」の形成を図るとともに、市街地と公園のネットワークや公園相互のネットワークを充実し、公園機能の向上と利用促進を図ります。
- ② 緑の拠点となる公園・緑地や寺社林地等の樹林地、水辺空間等をネットワーク化し、散策ルートやビオトープ<sup>※38</sup>回廊の創出を図ります。

## 3) 協働で育む水辺空間の創出

- ① 霧島市天降川等河川環境保全条例<sup>※39</sup>及び天降川自然環境基礎調査報告書等を活用しながら、市民や事業者による河川の浄化活動や水辺での環境学習活動・環境保全活動を積極的に支援し、市民とともに育む川づくり・水辺空間づくりを推進します。

## (2) みどりの保全と形成

### 1) 公園・緑地の整備

- ① 身近な公園は、子育て世代をはじめとする多様な世代が憩えるコミュニティ空間であることから、地域性等を考慮し、利用者の視点に立った多様なニーズに対応した公園づくりを進めます。
- ② 広域的な核となる総合公園である、城山公園、丸岡公園の整備充実・再整備を図ります。
- ③ 市街地においては、道路の残地や街角の空き地などを利用したポケットパーク<sup>※40</sup>やポケットフォレスト<sup>※41</sup>の整備を進めます。
- ④ 史跡や名勝と一体となった公園として、上野原縄文の森、隼人塚史跡公園の活用を図るとともに、大隅国分寺跡及び大隅正八幡宮（鹿児島神宮）などの関連遺跡についても歴史・史跡公園としての活用について検討します。
- ⑤ 国民体育大会馬術競技会場の跡地利用については、民間のノウハウも含めた活用方法について検討します。
- ⑥ 霧島市公園施設長寿命化計画<sup>※42</sup>に基づき、老朽化が進行している施設を、優先順位を考慮しながら更新していきます。
- ⑦ 誰もが安心して安全に利用できるよう、既存施設のバリアフリー<sup>※30</sup>化やユニバーサルデザイン<sup>※26</sup>の考え方に基づいた整備を図ります。

※38 ビオトープ / ドイツ語で、バイオ（生き物）のトープ（住むところ）という意味を持つ自然思想のこと。生物の生息する生態的空間を大切にするとともに、もっと積極的にその生態空間を人為的に守り再生していこうというもの。

※39 霧島市天降川等河川環境保全条例 / 天降川をはじめとする市内の全ての河川について、市・市民・事業者が協働して環境保全を図り、将来の世代へ良好な状態で引き継いでいくため、それぞれの責務や水質保全の目標、対策等を定めた条例。平成19年（2007年）12月制定。

※40 ポケットパーク / 道路わきや街区内の空き地などわずかな土地を利用した小さな公園又は休憩所。

※41 ポケットフォレスト / 市街地に残る空き地や道路残地を利用して照葉樹等の植樹を行った小さな森。

※42 霧島市公園施設長寿命化計画 / 公園施設の事故等を未然に防ぎ、長持ちさせるための維持管理や、適切な時期での施設更新を進めるために策定した計画。平成26年（2014年）3月策定。

## 2) 協働による緑あふれるまちづくりの推進

### ①公共空間等の緑化の推進

- i 道路や河川、官公庁、学校及び公営住宅等の公共敷地の緑化を推進するとともに、緑化や維持管理への市民の参画を促進します。

### ②民有地緑化の促進

- i 住宅敷地や店舗及び企業敷地などの緑化を促進するため、緑化に関する情報提供や緑化基金制度の設立等、支援体制の充実に努めます。
- ii 宅地開発等においては、建築協定<sup>※19</sup>及び緑地協定<sup>※22</sup>並びに地区計画<sup>※9</sup>に基づく緑化の取組を促進します。また、大規模事業所における敷地内緑化を促進するとともに、建築物の壁面緑化や屋上緑化の普及を進めます。

### ③市民との協働による公園づくりや管理運営

- i 公園の整備や改修に当たっては、ワークショップ等の開催を通じ、計画に市民参画を促進し、市民意見の反映により、愛着が感じられる個性ある公園づくりを目指します。
- ii 身近な公園及び緑地の管理運営に市民が参画できる仕組みの充実に図ります。
- iii 花いっぱい運動の推進やガーデニング、市民花壇づくりの普及などを通じ、花と緑あふれるまちづくりを支援します。

■ 水とみどりの配置方針図



## 5. 供給・処理施設

### 5-1 各施設における整備等方針

#### (1) 上水道

- ① 上水道・簡易水道の水道施設については、老朽化による機能低下が懸念されるため、効率的かつ計画的な改修や合理的な配水体制を整備し、安全でおいしい水を引き続き安定供給できるよう努めます。

#### (2) 下水道

- ① 公共下水道については、「かごしま生活排水処理構想 2019<sup>※43</sup>」や「霧島市生活排水対策推進計画<sup>※44</sup>」、「霧島市下水道事業経営戦略<sup>※45</sup>」等に基づき、地域の实情に応じて合併処理浄化槽等との役割分担を行い、快適で環境にやさしい生活環境の形成、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るための整備を進めます。

#### 1) 公共下水道等の整備

- ① 道路整備や土地区画整理事業<sup>※4</sup>などとも連携した事業体制を確立しながら、国分隼人公共下水道事業<sup>※46</sup>、牧園町特定環境保全公共下水道事業<sup>※47</sup>を推進し、供用開始区域における接続率のより一層の向上を図るとともに、国分隼人公共下水道事業については、土地利用状況の変化や「霧島市下水道事業経営戦略」等を踏まえ、当初計画の見直しを行います。
- ② 公共下水道事業等の予定されていない区域等においては、合併処理浄化槽の機能や補助制度などに関する啓発活動を通じ、合併処理浄化槽の転換促進を図ります。また、高度処理型を含めた合併処理浄化槽の普及推進を図ります。

#### 2) 下水道関連施設の維持管理

- ① 良質な住環境を保全するため、ストックマネジメント対策事業<sup>※48</sup>を実施するなど、国分隼人クリーンセンター、牧場クリーンセンター及び管路について、適正な維持管理に努めます。

※43 かごしま生活排水処理構想 2019 / 生活排水処理施設の早期整備を図るとともに、自然災害に備えた事業継続計画の策定や耐震化等も盛り込み、施設の「広域化・共同化」も視野に入れながら、将来にわたって持続可能な生活排水処理施設の運営管理を図ることを目的とする。平成 31 年（2019 年）3 月に鹿児島県が策定。

※44 霧島市生活排水対策推進計画 / 生活排水を適正に処理し、市民に対し生活排水対策の必要性について啓発を行うとともに、河川水質の改善、湾奥の環境基準点での環境基準（COD）の達成を目指すことにとどまらず、流れる水に清流がよみがえり、鮎などの魚が泳ぎ回る、澄んだ川の復活と人々が親しめるきれいな水辺の確保を目的とする。平成 20 年（2008 年）3 月策定。

※45 霧島市下水道事業経営戦略 / 下水道事業が将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るための中長期的な経営の基本計画。平成 30 年（2018 年）8 月策定。

※46 公共下水道事業 / 汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすため、公営企業として公共下水道・集落排水・浄化槽等を運営する事業で、国分隼人処理区で公共下水道を実施している。

※47 特定環境保全公共下水道事業 / 市街化区域以外で設置され、処理対象人口が概ね 1 万人以下の小規模なもので、高干穂処理区で実施している。

※48 スtockマネジメント対策事業 / 下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

### (3) 市場

- ① 霧島市公設地方卸売市場は、市民の食生活に欠かすことのできない施設であることから、都市施設<sup>※49</sup>として適正な維持管理を行います。

### (4) 火葬場

- ① 霧島市国分斎場の適正な維持管理を行うとともに、基幹的改良を計画的に行います。伊佐北始良火葬場管理組合「ひしかり苑」については、構成団体として適正な維持管理等に関与します。

### (5) し尿処理場

- ① 霧島市南部し尿処理場及び霧島市牧園・横川地区し尿処理場「清水館」の適正な維持管理を行うとともに、基幹的改良を計画的に行います。

### (6) ごみ処理施設及び最終処分場

- ① 老朽化が進む霧島市敷根清掃センターの建替えを計画的に進めます。また、伊佐北始良環境管理組合「未来館」については、構成団体として適正な維持管理等に関与するとともに、今後の施設利用の方向性等について検討を進めます。
- ② 最終処分場の適正な維持管理を行うとともに、ごみ焼却施設から排出される飛灰<sup>ひばい</sup><sup>※50</sup>等を安定的に処分していくための最終処分場の確保等について検討を進めます。
- ③ 循環型社会<sup>※51</sup>の形成に向けて、ごみの適正処理及びごみ処理経費の削減を考慮しながら、民間のごみ処理施設等の活用を推進します。

※49 都市施設 / 都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもの。交通施設（道路、鉄道、駐車場など）、公共空地（公園、緑地など）、供給・処理施設（上水道、下水道、ごみ焼却場など）、水路（河川、運河など）、教育文化施設（学校、図書館、研究施設など）、医療・社会福祉施設（病院、保育所など）、市場、と畜場、火葬場など。

※50 飛灰 / 燃焼により、燃えがら（焼却主灰）と燃焼ガスと共に巻き上がる煤塵（すすやチリ／焼却飛灰）のこと。

※51 循環型社会 / 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念のことをいう。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

■ 供給・処理施設整備方針図

